

食品ロス削減推進計画に関する事項（案）の概要

計画策定の趣旨

【計画の位置づけ】

食品ロス削減推進法第12条1項及び2項に基づき、第6次茨城県廃棄物処理計画内に都道府県食品ロス削減計画として位置付け策定

【計画期間】令和8（2026）年度～令和12（2030）年度

1 食品ロスの現状と課題 【案 P.1～P.7】

(1) 全国の食品ロスの状況（令和5（2023）年度推計値）

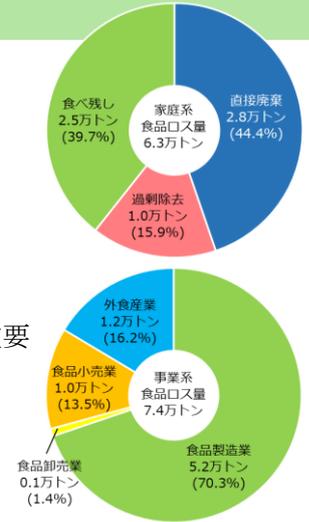
- ・全国の食品ロス量は、年間464万トン、国民1人1日当たり約102グラム
- ・内訳は、家庭系233万トン、事業系231万トン

(2) 茨城県の食品ロスの状況（令和5（2023）年度推計値）

- ・本県の食品ロス量は、家庭系6.3万トン、事業系7.4万トン
- ・家庭系は、主に「直接廃棄」と「食べ残し」がそれぞれ約4割程度を占めている
- ・事業系は、食品製造業が約7割、食品小売業と外食産業が約1～2割占めている

(3) 食品ロス削減に向けた課題

- ・家庭系削減に向けては、日常生活の中でできることから行動に移していくことが重要
- ・食品ロスの県民意識は高いため、情報発信・普及啓発で削減を促進する必要がある
- ・事業系削減に向けては、サプライチェーン全体で取組を推進していくことが重要
- ・小売業や外食産業の発生要因は、消費者意識が起因のものも多いため啓発が必要
- ・事業者の取組の県民認知度は高くないため、事業者の課題や取組を発信し、自身の行動とのつながりについて理解を深め、問題意識を共有する必要がある



2 食品ロスの削減目標 【案 P.8】

国の目標年度までの削減率を踏まえ、本県の食品ロス量を令和5（2023）年度比で2030年度までに、次のとおり削減させる。

【家庭系】11.7%削減

【事業系】14.0%削減

| | 現状 (2023年度) | 目標 (2030年度) |
|-------|----------------|----------------|
| 食品ロス量 | 13.7 万t | 12.0 万t |
| 家庭系 | 6.3 万t | 5.6 万t |
| 事業系 | 7.4 万t | 6.4 万t |

3 施策展開 【案 P.9～P.11】

(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等

- ・学習教材や環境アドバイザーによる学習機会創出
- ・食品ロス削減月間における県民意識の醸成
- 新 3010運動の推進など、消費の機会を捉えた啓発
- 新 エシカル消費、食育での普及啓発
- 新 災害時用備蓄食料におけるローリングストックの普及啓発

(2) 情報の収集及び提供、食品関連事業者の取組促進

- ・いばらき食べきり協力店の活動推進
- 新 いばらきフードロス削減取組宣言の募集・発信
- 新 てまえどり、外食時の持ち帰り等の参画促進
- 新 国の食べ残し持ち帰り等、各種が「ドライブ」の周知
- ・食品廃棄物の飼料・肥料化の取組促進

(3) 未利用食品等を提供するための活動促進 新

- ・需給マッチング等による事業者等の支援
- ・食品寄贈による子ども食堂での未利用食品活用
- ・災害時用備蓄食料の有効活用
- ・フードドライブや回収ボックス等の周知・発信

(4) 市町村の取組促進

- ・地域特性のある普及啓発が行われるよう支援
- 新 先進的な事例等の発信と連携体制の構築



4 計画の推進 【案 P.12～P.15】

(1) 各主体に求められる役割と行動

【消費者】使い切り、食べきり、未利用食品寄附等

【事業者】社員普及啓発、災害時用備蓄食品活用等

【食品関連事業者・農林漁業者の共通事項】

食品ロスの理解、行政へ協力、未利用食品提供等

【食品製造業者】無駄のない原料利用、期限延長等

【食品卸売・小売業者】商習慣見直し、売り切り等

【外食事業者】仕入・提供の工夫、持ち帰り対応等

【農林漁業者】規格外・未利用の農林水産物の活用

【民間団体】行政・事業者との連携や普及啓発

【県・市町村】各主体への普及啓発や取組支援等

(2) 推進体制

- ・庁内連絡会議や食品関連事業者との意見・情報交換を行い取組を推進
- ・本県の食品ロスの排出実態や県民の意識・取組状況等を把握するため継続的に調査を実施

(3) 計画の進行管理

- ・主な施策の評価指標を定めるとともに各施策の実施状況を把握し、計画の進行管理を実施

【評価指標】

県民の食品ロス問題を認知して削減に取り組む割合、いばらき食べきり協力店の登録数等